

企業形態の比較

	Sole Proprietorship	Partnership	Limited Liability Company	C Corporation	S Corporation
概要	事業主は1人。法人化はされていない。	2人以上の投資家で事業を行う。最低1人のジェネラルパートナーが必要。リミテッドパートナーは通常投資のみで、経営に参画することはできない。法人としての課税も選択可能。	投資家はメンバーと呼ばれ、現在全ての州で1人で設立可能。連邦税法上、原則的に、メンバー1人では個人事業主、複数では、パートナーシップとして扱われるが、メンバーの数にかかわらず、法人としての選択可能。	投資家個人とは別の法人としての人格を持つ。株主の数、国籍に制限はない。	C法人設立後、S法人としての課税を選択する。米国外居住者は株主になれない等の制限がある。
税金申告	事業主個人の税金申告ScheduleCで、申告する。	パートナーシップの損益配分は、実際に配分を受け取ったかどうかにかかわらず、パートナー個人で申告する。	パートナーシップに準ずる。	C法人自身が申告し、法人税を支払う。株主に利益の分配である配当金が支払われた場合、株主が配当金に対する税金を支払う。	パートナーシップと同様ではあが、S法人独自の規定もある。
投資家個人の責任範囲	投資家個人がすべての事業の負債責任を負う。	ジェネラルパートナーは個人的にすべてのパートナーシップの負債責任を負う。リミテッドパートナーは通常投資金額まで。	原則的にメンバーの負債責任は投資金額まで。	株主は会社の負債に対する責任はない。負債責任は、通常、投資金額まで。	株主は会社の負債に対する責任はない。負債責任は、通常、投資金額まで。
組織と運営	組織するのは最も簡単。事業主個人以外の名称を使う場合は、DBAを取得し、各種必要なライセンスの申請はしなければならない。	州政府に届出の必要はあるが、組織するのは比較的簡単。パートナーシップアグリーメントはあった方が良いが必須ではない。	州政府に届出の必要はあるが、コーポレーションほど、複雑ではなく運営に柔軟性がある。	組織化するのに時間と費用がかかる。定期的に、取締役会を開き、議事録を作成する必要がある。	C法人を設立後、S法人の選択をする必要がある。S法人としての条件を満たさなくなった場合、ステータスは自動的に失われる。
管理と柔軟性	事業主がすべての事業の決断をする。	管理はジェネラルパートナーの間で分割される。	管理はメンバーの間で分割される。	株主の持ち株比率により、分割される。	株主の持ち株比率により、分割される。
メリット	法律的な規制が少ない 事業の開始、清算が簡単。	組織化するのが簡単。 複数のパートナーの能力、財力を集積できる。	S法人にかかる規制がない。 二重課税の回避。 有限責任。	有限責任。 永続性。 株式の発行による、資本金調達。 株の移転が簡単。	有限責任。 永続性。 株式の発行による、資本金調達。 二重課税の回避。
デメリット	無限責任。 資本を外部から調達することが困難。	ジェネラルパートナーは無限責任。	歴史が浅いため、未確定な部分がある。	二重課税。 連邦、州政府による規定が多い。	分配されなくても会社の利益に税金を支払わなければならない。 課税年度は原則的に12月。

注記

- 1) 法人税の申告、税金の支払い、各種届出等の義務を怠った場合、また、経営者個人と組織の資金を混同した場合、事業規模に比較し、資本金が極端に少ない場合有限責任が認められない可能性があります。
- 2) 歴史が浅いスモールビジネスでは、銀行やクレジットカード会社からの借入れにはオーナー個人の保障が必要になる場合が多く、その場合はオーナー個人に責任範囲が及びます。
- 3) 現在、カリフォルニア州においては、医師、弁護士、会計士等の州の資格が必要なプロフェッショナルLLCは認められていません。

上記は一般的な記述をしたものです。事業を開始するにあたっては、事前にご相談ください。